

特定非営利活動法人 IATH

会員約款

約款付記

会員規定

倫理規定

改定日 2022年 11 月 12日

特定非営利活動法人 IATH URL: <https://www.npoiath.org/>
(事務局)

〒541-0046大阪市中央区平野町1-7-1 堺筋高橋ビル5階B508

Mail: flower@f-heart.org

iath@npoiath.org

特定非営利活動法人IATH 規定書は、約款を補足するものとする。
規定内容に変更が生じた場合、直ちに会員に通知することとする。

目 次

会員約款

約款付記

会員規定

1. 正会員者の権利
2. 正会員者の特典
3. 会費
4. 活動に際しての決まり事
5. 会員の資格喪失 及び 復会・休会
6. 罰則規定
7. 知的所有権に関する事項
8. 級別規定・資格取得の方法

倫理規定

会員約款

(会員)

第1条 当法人の会員は次の2種類とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 以下のものは入会を認められない。

- (1) 営利を目的(ネットワーク商法や商品やサービスの勧誘等の目的等)として入会しようとするもの
- (2) 暴力団又はその構成員
- (3) 宗教活動等又は政治活動等を目的として入会しようとするもの
- (4) 過去に除名処分を受けたもの

(入会金及び会費)

第2条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第3条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第4条 会員は、当法人の理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第5条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本規約または倫理規約に違反したとき
- (4) 登録年会費の支払が3ヶ月以上滞ったとき
- (5) 当法人が認定しない団体又は企業での法人認定資格を用いての講師並びにアシスタントを行う等の業務に登録したり業務を実施したとき
- (6) 刑事追訴を受けたとき
- (7) 失踪したとき
- (8) 当法人からの再三にわたる是正勧告にもかかわらず、是正がなされないとき
- (9) 暴力団およびその関係者、特定の宗教団体・政治団体と関係があると認められたとき

(入会金、会費及びその他の拠出金品の不返還)

第6条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(変更)

第7条 会員は当法人に届けたる内容について変更が生じた場合には、速やかに当法人に届けなければならない。

(活動への参加義務)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、事業計画によって行われる特定非営利活動に参加しなければならない。

(総会への参加義務)

第9条 正会員は、当法人の定款に定める総会に参加しなければならない。

(報酬)

第10条 会員は、当法人の活動に参加した場合、あらかじめ定める範囲内で報酬を受けることができる。

(免責)

第11条 当法人は、会員が当法人の活動に参加している際に生じた一切の損害についてその責任を負わない。

(会員の有効期限)

第12条 毎年10月1日から翌年9月末までとする。

約款付記

1. 当法人の定款抜粋

(目的)

第3条 この法人は、色彩、絵画、音楽、箱庭療法、交流分析等による心理療法事業及び花の色彩、芳香、デザイン等によるストレスマネジメント事業を行い、大人はもとより子どもたちの健康の維持、増進及び回復に寄与することにより、心豊かな生活を支援し快適な生活空間を創造するとともに、花の豊かさを日常生活に取り入れることを啓発することで文化の復興を図り、これにより人々の知的及び文化的感性の高揚を図るとともに、これらを助言する人材の育成を通じて、社会に広く貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① セラピスト養成事業
- ② 個人セラピー事業、グループセラピー事業
- ③ フラワーアレンジメント事業

2. 会員の会費等

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 正会員 | 入会金(一口) 10,000円 |
| | 年会費(一口) 15,000円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金(一口) 0円 |
| | 年会費(一口) 3,000円 |

会員規定

1. 正会員者の権利

- (1) 認定講座を受講後、認定資格を有するものは、以下のように称することができる。
「〇級フラワーハートセラピスト」「〇級<グラスルーエ>セラピスト」「〇級花育士」「花育セラピスト」
「〇級子ども心理セラピスト」「〇級チャイルド・セラピスト」「〇級チャイルド・タッチセラピスト」
「〇級交流分析カウンセラー」「〇級カラー心理・アートセラピスト」「〇級音楽セラピスト」
「はなばすセラピスト」
- (2) 級を取得し、会員資格を有するものに限り、以下の名称の使用を許可する。
「フラワーハートセラピスト」「<グラスルーエ>セラピスト」「花育士」「花育セラピスト」
「子ども心理セラピスト」「チャイルド・セラピスト」「チャイルド・タッチセラピスト」
「交流分析カウンセラー」「カラー心理・アートセラピスト」「音楽セラピスト」「はなばすセラピスト」
- (3) 資格取得した知識を基に活動することができる。

2. 正会員者の特典

- (1) 法人主催の勉強会、セミナー、イベント等の優待参加ができる。
- (2) 会員限定の勉強会、セミナー、イベントの参加ができる。
- (3) ニュースレターの配信を受けることができる。
- (4) セラピーの優待利用ができる。
- (5) 認定校の開校ができる。(フラワーハートセラピスト)
- (6) 認定サロンの開設ができる。(<グラスルーエ>セラピスト)

3. 会費

- (1) 継続の際は、年会費のみ支払うものとする。
- (2) 年会費の有効期間は、毎年10月1日から翌年9月末
- (3) 年会費の支払い猶予期間は、年度開始から3か月以内とする。
※資格を有するものは、正会員とする。

入会時期(入講クラスの初日月)	入会金	初年度年会費	2年目以降年会費
正会員	10月～6月	10,000 円	15,000 円
	7月～9月	10,000 円	3000 円
賛助会員	無料	1口 3,000円	1口 3,000円

4. 活動に際しての決まり事

- (1) 当法人の名称を使用し、名刺等に掲載する場合や活動する際の肩書きには、以下のように明記することを義務づける。
「特定非営利活動法人IATH認定 〇級 フラワーハートセラピスト」
「特定非営利活動法人IATH認定 〇級<グラスルーエ>セラピスト」
「特定非営利活動法人IATH認定 〇級花育士または花育セラピスト」
「特定非営利活動法人IATH認定 〇級 チャイルド・セラピスト」
「特定非営利活動法人IATH認定 〇級交流分析カウンセラー(TA心理カウンセラー)」
「特定非営利活動法人IATH認定 〇級チャイルド・タッチセラピスト」
「特定非営利活動法人IATH認定 高齢者向けセラピー「はなばす号」 はなばすセラピスト」
※「特定非営利活動法人」を「NPO法人」と記載することを可能とする。
- (2) NPO 法人IATHの名称のもとで活動する際は、活動開始前に報告をすることとする。

5. 会員資格の喪失 及び 復会・休会

【資格の喪失】

約款第3条に基づき、判断する。

会員資格の喪失は、取得した認定資格を称する権利及びその他の会員の権利を喪失するものとする。

【休会】

正会員は休会届を理事長に提出することで、年度単位で連続最大3年度まで休会することができる。

- (1) 休会期間中は、総会の議決権はなしとする。ただし総会への出席は認める。
- (2) 休会中は取得した認定資格を称すること及び資格取得した知識を基に活動することはできない。
- (3) 2. 正会員者の特典のうち、(3)以外の特典を受けることはできない。
- (4) 休会している期間の年会費は3,000円とする。
- (5) 休会申請時に当年度分までの会費の納入が確認できない場合は、休会届は受理しない。
- (6) 休会申請時に申請年度分の年会費を事前納入すること。
- (7) 休会期間は1年度単位(10月1日から翌9月末日)とする。年度途中において休会届を提出した場合も終期は9月末日とし、既納の会費その他の拠出金品の返還は行わない。
- (8) 休会中に復会するときは、復会届を提出し、休会申請時に納入した休会年会費との差額を納入することで正会員に復帰できる。
- (9) 休会期間経過後は自動的に正会員に復帰するものとする。

【復会】

資格喪失理由が、約款の第3条(3)に該当する場合、

- (1) 資格喪失後に復会を希望する者には、以下を満たす場合復会を認めるものとする。
 - ① 資格喪失前の滞納年会費の納入。
 - ② 新規入会と同等の(入会金、及び申請時の年会費)の納入。
 - ③ 復会申請書の提出。

資格喪失理由が、約款の第3条(1)(2)(4)に該当する場合は、復会することはできない。

【退会】

約款の第4条に基づき、規定の手続きを行い任意に退会することができる。

【除名】

約款の第5条(1)(2)に該当する場合、除名処分を行う。

6. 罰則規定

会員でない者、退会した者が、当法人に関係する名称を無断で用いていることが判明した場合、罰則として、当法人は損害の賠償を請求することとする。

7. 知的所有権に関する事項

認定校で使用する各講座のテキスト、その他の配付資料については当法人、および、著作者が著作権を有するものとし、無断での複写、複製は禁じる。

認定講座のカリキュラムに類似の講座を開講してはならない。ただし、認定校として認められた範囲での活動は、この限りではない。

また、類似の資格呼称の使用、類似のセラピー・カウンセリング等の活動は著作権侵害、知的所有権の侵害とみなし当法人は損害の賠償を請求することができる。

8. 級別規定・資格取得の方法

別途定める『資格取得の手引き』『認定校・認定講師ガイド』『認定サロンガイド』(未完)を参照のこと。

(1) 認定資格の保持

セラピスト・カウンセラーとして日々知識の向上、実践を重ねていくことを奨励する。

(2) 認定校・認定講師制度

各種講座の認定講師として登録し、所定の講座を実施することができる。また、認定校を開校することができる。

(3) 認定サロン制度

＜グラスルーエ＞セラピーの認定サロンを開設することができる。

倫理規定

我々心理カウンセラー・セラピスト及びセラピー療法を学ぶ者は、すべてのサービスにおいて、クライアント及びクライアントの身近な方の健康、成長に繋がるサービスの提供を行うものである。ここにおいて定める基準は、最低限の基準とし、厳守すること。

第1章 総則

(使命)

第1条 NPO法人IATHの会員は、人間尊重を基本理念として個人の尊厳と人格を最大限に尊重し法人活動することを使命とする。

- 2 NPO 法人IATH の会員は、社会的現象や個人的問題はすべて心のありようにより解決できるという立場だけに固執するのではなく、社会環境の在り方との関連性にも広く目を向け、問題解決をはかる。
- 3 NPO 法人IATH の会員は、心理カウンセラー・セラピストとしての活動およびボランティアの実施のための専門的な技能を学び、社会の発展に寄与する。

(定義)

第2条 この綱領でいうNPO法人IATHの会員とは、呼称にかかわらず、NPO法人IATHが認定した会員としての資格者をいう。

(責任)

第3条 NPO法人IATHの会員は心理援助専門家であることを自覚し、健全なる精神を保持して日常の行動においても慎みをもってあたるよう努める。

- 2 NPO法人IATHの会員は、いかなる厳しい問題に直面しても、自己の健全な心の状態を維持できるよう訓練しておかなければならない。
- 3 自己の身体、精神あるいは情緒等の損傷によって心理援助専門家として健全性を欠き他者を毀損する恐れがある場合は、その仕事の一部あるいは全部について差し控える
- 4 NPO法人IATHの会員がマスメディアに対して意見を発表する場合は、個人的意見であることを明示し、組織としての考え、意見、見解は差し控える。

(基本的立場)

第4条 NPO法人IATHの会員は心理カウンセラー・セラピストとしての職務を行うにあたり、人種、国籍、心情、性別、年齢、社会的身分または門地等により、差別しない。

- 2 NPO法人IATHの会員は、社会的・文化的・歴史的に形成された性差(ジェンダー)が固定化する慣行を見直す視点で行動する。
- 3 NPO法人IATHの会員は、職務を行うにあたり、心理援助専門家としての注意義務を果たすとともに、公序良俗に反する行為またはそれに加担する行為をしてはならない。
- 4 NPO法人IATHの会員は、心理カウンセリング・セラピーの実践にあたり、自己の価値観、心情、行為が社会においてどのように作用するかを認識し、心理カウンセリング・セラピーの目的と一致しない価値観をクライアントに押しついたり、特定の方向へ導いてはならない。
- 5 職業上顧客との関わりの中で、宗教を始めとする思想ベースの団体への勧誘を禁止する。
- 6 NPO法人IATHの会員は、人を管理したり操作する道具として心理カウンセリング・セラピーを利用しない。
- 7 NPO 法人IATH の会員は自己の利益をクライアントの利益の上位に置かない。
- 8 NPO 法人IATH の会員は自己の活動の一部をボランティア活動に提供するなど、社会に貢献する役割を積極的に果たしてゆくことが望まれる。

(研鑽義務)

- 第5条 NPO法人IATHの会員は専門家としての責任を全うするため、たゆまず研鑽を積み、能力の向上に努める。
- 2 NPO法人IATHの会員は、心理カウンセリング・セラピーの学識・技能だけではなく、専門家としての能力を高めるよう努める。
 - 3 NPO法人IATHの会員は、心理カウンセリング・セラピー諸理論を学びつつ、実践を通してその理論的発展に寄与する。

(信頼関係の確立)

- 第6条 NPO法人IATHの会員は、心理カウンセリング・セラピーを行う際には、クライアントとの信頼関係を積極的に形成する。
- 2 NPO法人IATHの会員は、個人と組織の秘密に関する守秘義務については、特に個人のプライバシー権を尊重する。
 - 3 NPO法人IATHの会員は、クライアントおよび他の専門職、企業・団体などの関係者との信頼関係確立のため、職務上知ることのできた秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
 - 4 前項においても、クライアントの同意を得るか、または正当な理由に基づきクライアントの秘密を開示する場合であっても、関係者の利益に配慮するよう努める。
 - 5 NPO法人IATHの会員は心理カウンセリング・セラピーの開始時、および必要な場合には、心理カウンセリング・セラピーの全過程を通して、守秘の限界についてクライアントに説明しなければならない。

(知的財産権の尊重)

- 第7条 NPO法人IATHの会員は、入手した資料、著作物を複製して研修の場等で使用する場合は、原作者の承諾を得なければならない。認定校で使用する各講座のテキスト、その他の配付資料については当法人および、著作者が著作権を有するものとし、無断での複写、複製は禁じる。認定講座のカリキュラムに類似の講座を開講してはならない。ただし、認定校として認められた範囲での活動は、この限りではない。
- 2 原作者の資料、著作物を引用する場合は出典を明示しなければならない。

(遵守義務)

第8条 NPO法人IATHの会員は、本綱領を遵守する義務を負う。

第2章 NPO法人IATHの会員の行動倫理

(実践能力とその限界)

- 第9条 NPO法人IATHの会員は、自己の受けた教育、訓練、職業経験などに基づいた、援助専門家としての能力の限界をわきまえ、実践する。
- 2 NPO法人IATHの会員が自己の能力の限界を自覚した場合には、適切なスーパービジョンを求め、その助言によっては、クライアントの同意を得て他の専門家に紹介する。

(危機への介入)

- 第10条 NPO法人IATHの会員は、心理カウンセリング・セラピーを行う際に、クライアントに自傷・他害のおそれ、または重大な不法行為をなすおそれがあるか、その危機を感じた場合には、速やかにその防止に努めなければならない。
- 2 前項の行為は、それが緊急に求められ、それによりクライアントまたは被害者の安全等の利益が他に優越して守られる場合は、正当な行為として許される。
 - 3 前項の場合においてもクライアントの不利益を最小限に抑える。

(面接記録とその保管)

第11条 NPO法人IATHの会員は、心理カウンセリング・セラピーにあたり、最良のサービスを提供してクライアントをケアするために、心理カウンセラー・セラピストとしての評価・所感とは別に、面接記録を作らなければならない。

- 2 面接記録は必要な時にはいつでも取り出せる方法により、3年間は厳重に保管する。また、記録を電子媒体に保管する場合は記録へのアクセス権の管理に特段の措置を講じる。
- 3 NPO法人IATHの会員は、会員としての活動を終了するに際しては、会員として行った心理カウンセリング・セラピーのクライアントの秘密保護のため関係記録を消去するか、他の守秘管理義務者に引継ぐなど適切な措置をとる。
- 4 NPO法人IATHの会員は、心理カウンセリング・セラピー記録を調査や研究のために利用する場合、クライアントの許可を得るとともに、個人が特定できないように配慮する。(心理カウンセリング・セラピー業務の基本的態度)

第12条 NPO法人IATHの会員は、心理カウンセリング・セラピーの初期もしくは必要な段階において、クライアントに十分に説明したうえでの同意(インフォームド・コンセント)を得て、心理カウンセリング・セラピーをすすめる。

- 2 前項におけるインフォームド・コンセントにおいては下記の項目を含む。
 - (1)心理カウンセリング・セラピーの役割
 - (2)心理カウンセラー・セラピストとしての自己の背景(依拠する理論、スーパーバイザー等)
 - (3)心理カウンセリング・セラピー料金
 - (4)心理カウンセリング・セラピーの期間と終結
 - (5)心理カウンセリング・セラピーの中断とリファー
 - (6)守秘の本質・目的とその限界
- 3 NPO法人IATHの会員は、もっぱら自己の研究目的や興味のために心理カウンセリング・セラピーを利用してはならない。
- 4 クライアントに求める同意については文書によることが望ましい。

(心理カウンセリング・セラピーの効果)

第13条 NPO法人IATHの会員は、自己の心理カウンセリング・セラピーの効果についてクライアントの立場から事実に基づいた検証を行い、改善に努める。

- 2 NPO法人IATHの会員は、前項の目的を達成するためにすすんでスーパービジョンを受ける。

(資格の明示、安易な請負・資格貸与の禁止)

第14条 NPO法人IATHの会員は、会員としての活動を行う際には、会員証ならびに資格を明示しなければならない。

- 2 NPO法人IATHの会員は、会員としての活動に際して、自己の能力を誇示し、クライアントあるいはその関係者に過大な期待を持たせてはならない。
- 3 NPO法人IATHの会員は、自己の資格を他人に貸与してはならない。

(二重関係の回避)

第15条 NPO法人IATHの会員は、専門家としての判断を損なう危険性あるいはクライアントの利益が損なわれる可能性を考慮し、クライアントとの間で、家族的、社会的、金銭的などの個人的関係およびビジネスの関係などの二重関係を避けるよう努める。

- 2 NPO法人IATHの会員はクライアントとの間で性的親密性を持たないように努める。もしそのような可能性が生じた場合は、心理カウンセリング・セラピーを中止するか、他の心理カウンセラー・セラピストに依頼する。
- 3 ネットワークビジネス及びそれに類似するビジネスへの勧誘を禁止する。
- 4 性的関係の禁止、クライアントが望まない身体接触を禁止する。クライアントとの契約関係終了後、3年以内の性的関係を禁止する。

(自己決定権の尊重)

第16条 NPO法人IATHの会員は、クライアントが自己決定する権利を尊重する。

- 2 前項の目的を達成するため、NPO法人IATHの会員はクライアントに必要なかつ十分な説明・情報を与える。
- 3 NPO法人IATHの会員は、クライアントが適切な行動をとれると判断する場合には、自己決定の内容や意味を考察できるよう援助する。

第3章 実効性の確保

第17条 NPO法人IATHの会員は倫理綱領の施行に協力し、自己のみならず他資格者との相互啓発に努め、NPO法人IATHの会員全体としての高い倫理的基準を維持することに努める。

- 2 NPO法人IATHの会員は、他のNPO 法人IATH の会員の倫理に反する行為または不適切な行為に接したときは、そのNPO 法人IATHの会員に対し是正することを求め、必要な場合は法人に対し問題提起する。また、法人による調査、意見聴取には誠意をもって協力する。
- 3 法人は違反行為について処分を行うことができる。
- 4 処分の内容は以下のとおりとする。
 - (1)NPO法人IATHの会員に関する各種資格称号の取消し、除名
 - (2)資格停止
 - (3)戒告(始末書提出)
 - (4)訓戒(始末書提出)
 - (5)始末書提出
- 5 被処分者が処分について異議がある時は、法人に対し再審議を求めることができる。